

共通事項（障害福祉サービス）／自己負担額の計算方法、処遇改善加算の一本化、地域区分の変更

（Ⅰ）負担額の計算法方法（介護報酬改定に伴う変更はございません）

- 月ごとの利用者負担には上限があります。
- 障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

〔障害者の利用者負担〕

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円 ^(注2) 未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます ^(注3) 。	9,000円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

〔障害児の利用者負担〕

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円 ^(注) 未満)	4,600円 入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注）収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

出典) 厚生労働省HPより引用

〔単位に対する地区別単価〕

障害福祉サービス	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
居宅介護								
重度訪問介護	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10
行動援護								
同行援護								

(2) 処遇改善加算の一本化

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップとつながるよう加算率の引上げがあります。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、3加算を「現行の処遇改善加算」と言う）について、現行の処遇改善加算各加算の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。
- なお、令和6年6月1日より改定となります。

単位数

- 加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じます。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算				単位 (%)
	I	II	III	IV	
居宅介護	41.7	40.2	34.7	27.3	
同行援護					
重度訪問介護	34.3	32.8	27.3	21.9	
行動援護	38.2	36.7	31.2	24.8	

出典) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(案)

(3) 地域区分の変更

- 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)」別紙3を転載します。

○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

		見直し後の障害児の地域区分							
		1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (8%)	7級地 (3%)	その他 (0%)
東京都 特別区									
1級地 (20%)									
2級地 (16%)									
3級地 (15%)									
4級地 (12%)									
5級地 (10%)									
現行の障害児の地域区分									
6級地 (6%)									
7級地 (3%)									
その他 (0%)									